

# 2022年度税制改正に関する要望

公益社団法人 関西経済連合会

## I. はじめに

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けるとともに、経済社会における様々な問題に直面している。

こうした中、長期債務残高の低減など財政健全化をはかるとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、成長に資する税体系について、時間軸を意識しつつ、如何に遅滞なく見直すのかが問われている。とりわけ、デジタル化およびデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進や、世界的なカーボンニュートラルの実現に向けた動きを、経済成長や生産性向上にどのように結びつけていくかが、将来のわが国の成長・発展の重要な鍵となっている。かかる観点から、2022年度税制改正に関して、以下の通り要望する。

なお、コロナ禍後を見据えた財政健全化と経済成長の両立の実現に向けた、中長期的な税財政のあり方や政策課題について、改めて本年中に当会における意見を表明する。

## II. 2022年度税制改正に関する要望

新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、コロナ禍後を見据えて、経済社会に構造的な変化をもたらすデジタル化およびDX、カーボンニュートラルなどに企業が取り組む際の成長の後押しとなるよう、税制改正を行うべきである。

### 1. デジタル化の推進

#### ①企業におけるDXの推進

企業が新たな付加価値を創出するビジネスモデルへと転換していく

ためには、DXを通じて、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化等を変革することが求められる。さらに、欧米ではデジタルとサーキュラーエコノミーを融合した、新たなビジネスモデルの創出に取り組む企業も増えている。

わが国の企業がDXを推進していくために、ソフトウェア等のデジタル関連投資への支援措置を講じるDX投資促進税制の積極的な活用が図られるよう、適用要件である投資額下限の売上高比を0.05%（現行：0.1%以上）に引き下げるべきである。

また、Society 5.0の実現に欠かせない社会基盤を支える通信基盤の整備促進に向けて、2021年度末で期限を迎える5G投資促進税制の適用期間を延長すべきである。

さらに、データ量の増大や通信速度の高速化、国土強靱化に資する情報通信基盤の耐災害強化への対応として、2021年度末で期限を迎える、データセンターの整備に必要な設備の固定資産税を軽減する地域データセンター整備促進税制の適用期間を延長すべきである。

#### <要望項目>

- DX投資促進税制における投資額下限の売上高比0.05%（現行：0.1%）への引き下げ  
(DXの実現に必要なクラウド技術を活用したソフトウェア等のデジタル関連投資に対する税額控除（5%/3%）または特別償却（30%）できる税制。)
- 5G投資促進税制の適用期間の延長  
(送受信装置やアンテナなどの5G用設備への法人税または所得税について、税額控除（15%）または特別償却（30%）できる税制。2021年度末で適用期限を迎える。)
- 地域データセンター整備促進税制の適用期間の延長  
(データセンターの整備に必要な設備の固定資産税の課税標準3/4を軽減する税制。2021年度末で適用期限を迎える。)

#### ②税務手続きにおけるデジタル化の推進

先般、行政のデジタル化を統括する司令塔機能を有したデジタル庁が発足した。デジタル分野における各省庁の縦割り打破や、地方自治体との重層的な連携のもと、システムの統合やデータ連携等の着実な業務遂行に期待したい。その一環として、Once-Only<sup>2</sup>の考え方にに基づき、税務

<sup>1</sup> 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。

<sup>2</sup> 一度申請を受けた情報は政府機関は二度と聞かないという考え方。

手続きの更なるデジタル化による手続きの簡素化および効率化に向けて、国税庁の e-Tax と総務省の eLTAX の統合・連携強化をはかるべきである。それにより、例えば、法人の異動届けなどについて、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきと考える。

#### <要望項目>

- 税務手続きの更なるデジタル化による手続きの簡素化および効率化に向けた、e-Tax・eLTAX の統合・連携強化

## 2. カーボンニュートラルへの対応

2050 年カーボンニュートラルは、極めて困難な挑戦であり、従来の延長線上の取り組みでは到底達成できないことから、その達成に向けて、企業が投資へ振り向けるために税制面から強力な支援措置が必要である。そこで、企業における研究開発を促進するために、カーボンニュートラルに係る試験研究費については、研究開発税制の税額控除割合（現行：2%～14%）に最大 10% 上乗せする制度の創設を検討すべきである。

また、企業における足元の取り組みを支援するために、カーボンニュートラルに向けた燃料電池などの製品の生産設備（機械装置）等への支援措置を講じるカーボンニュートラル投資促進税制の、税額控除を最大 20%（現行：10%）および特別償却を 60%（現行：50%）にそれぞれ引き上げるべきである。

#### <要望項目>

- カーボンニュートラルに係る試験研究費について、研究開発税制における税額控除割合（現行：2%～14%）に、最大 10% 上乗せする措置の創設
- カーボンニュートラル投資促進税制における税額控除を最大 20%、特別償却を 60% にそれぞれ引き上げ  
（カーボンニュートラルに向けた燃料電池などの製品の生産設備（機械装置）等について、税額控除（最大 10%）または特別償却（50%）できる税制。）

## 3. 経済の活性化に向けた支援

### （1）企業の成長促進・競争力強化

#### ①企業における研究開発・技術開発への支援

わが国経済の成長を促進するためには、企業の国際競争力を強化し、

企業が成長エンジンとしての役割を果たすための税制等の整備が必要である。とりわけ、成長戦略において重要となるイノベーションの創出・強化のためには、わが国の研究開発投資総額の約 70%を占める民間の研究開発が果たす役割は大きい。そのため、研究開発や先端投資などによるイノベーションを通じた新たな付加価値の創出、それを支える基盤技術の維持・強化に関する税制措置は重要である。

企業の研究開発に係る投資意欲を高めるために、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合（現行：2%～14%）を乗じた金額を控除できる研究開発税制の恒久化をはかるべきである。

また、研究開発税制における一般型および中小企業技術基盤強化税制の税額控除上限が要件<sup>3</sup>付きで 30%まで認められているが、その要件を撤廃し支援の拡充をはかるべきである。

さらに、控除上限を超過した金額について、翌年度以降も控除可能となるように、税額控除限度超過額の繰越制度<sup>4</sup>を創設すべきである。

## <要望項目>

### ○企業の研究開発に係る投資意欲を高めるための支援の拡充

- ・研究開発税制の恒久化  
(法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合（2%～14%）を乗じた金額を控除できる税制。)
- ・研究開発税制の一般型および中小企業技術基盤強化税制の税額控除上限 30%に係る要件撤廃  
(適用要件として、①基準年度から売上が2%以上減少、②基準年度から試験研究費が増加のいずれも満たした場合に税額控除上限が5%上乘せされる。)
- ・研究開発税制における税額控除限度超過額の繰越制度の創設

### ②オープンイノベーションの創出に向けた取り組み支援

わが国の競争力強化や経済の更なる活性化に向けては、イノベーション創出の担い手である研究開発型の優れたスタートアップを支援し、大手企業の持つ資金や顧客基盤を有効に活用できるエコシステムの構築が重要である。そのため、スタートアップへの新たな資金供給を促進し成長につなげていくため、2021年度末で期限を迎えるオープンイノベーション促進税制の適用期間を延長すべきである。

<sup>3</sup> 適用要件として、①基準年度（コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度））から売上が2%以上減少、②基準年度から試験研究費が増加のいずれも満たした場合に税額控除上限が5%上乘せされる。

<sup>4</sup> 2015年度税制改正で研究開発税制における繰越控除制度が廃止された。尚、米国では20年、フランスは3年（税額控除が3年間で全額相殺されなかった場合、還付が可能）の繰越が認められている。

また、本税制の適用範囲について、本税制の対象法人が主体となる国内のコーポレート・ベンチャーキャピタル（CVC）を経由して出資する場合等に適用が認められているが、一層の資金供給・調達の多様化等に向けて、本税制の対象法人が主体となる海外のCVCを経由して出資する場合も適用すべきである。

#### <要望項目>

- オープンイノベーション促進税制の適用期間の延長  
(国内の事業会社またはその国内CVCを經由して、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される税制。2021年度末で適用期限を迎える。)
- オープンイノベーション促進税制における、一層の資金供給・調達の多様化等に向けた、海外のCVCへの適用範囲の拡充

### ③企業の事業承継への支援

経営者の高齢化や後継者不在、人手不足による企業の廃業・倒産は、コロナ禍を契機に今後一層拍車が掛かることが懸念される<sup>5</sup>。特に経営者の高齢化・後継者の不在による黒字企業や優良事業の廃業は、地域経済・雇用にとって大きな損失である。中小企業が円滑に事業承継準備が進められるよう、また、事業を再構築する動きを後押しするためにも、現行の事業承継税制の制度改善をはかるべきである。

具体的には、後継者が相続開始直前に対象会社の役員でなければならないという後継者役員就任要件<sup>6</sup>は、経営者の急逝などによる相続発生を機に役員に就任し、事業承継するケースがあることから、本要件を撤廃すべきと考える。

また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予額<sup>7</sup>の算定の際、外国子会社株式が除外されているため、後継者に過重な税負担が生じている。後継者への円滑な事業承継および事業の再構築を後押しするためにも、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国子会社株式も対象とすべきである。

<sup>5</sup> 経済産業省によると、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者が約245万人となり、うち約半数の127万人が後継者未定とされている。また、2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると推定されている。

<sup>6</sup> 後継者が被相続人の相続開始直前に対象会社の役員であることが要件。但し、特例措置として、①被相続人が70歳未満で死亡した場合、②後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載の場合のいずれかに該当する場合は、例外として対象会社の役員に就任していなくても適用が認められている。

<sup>7</sup> 2018年からの10年間限定で、非上場株式等に係る相続税・贈与税を100%納税猶予される。

## <要望項目>

### ○事業承継税制の活用促進に資する制度改善

(後継者への事業承継の促進に向けて、非上場株式等に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する税制。)

- ・後継者が相続開始直前に対象会社の役員でなければならないという後継者役員就任要件の撤廃
- ・後継者に過重な税負担が生じないように、納税猶予額の算定基礎となる対象株式の外国子会社株式への適用拡大

## (2) 企業の経営基盤強化

### ①欠損金の繰越控除制度および繰戻し還付制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度といえる。この度のコロナ禍で、飲食や宿泊、交通などのサービス事業者が赤字決算となる中、経営への影響を緩和するため、特例的な控除上限なども設定されている(現行：50%控除。特例：最大100%控除)。

同制度においては、変化の激しい経済社会環境および諸外国と比較して期間が短い点を鑑み、特例措置の恒久化とともに、当該期間を現行の10年から20年へと延長すべきと考える<sup>8</sup>。

また、主に中小企業が適用対象<sup>9</sup>である繰戻し還付制度についても、欠損金(前1年間)、災害損失欠損金(前2年間)の現行期間を見直し、それらの欠損金の繰戻し期間について、一律3年間への延長をはかるべきである。

## <要望項目>

### ○繰越欠損金における控除上限の特例措置の恒久化

### ○欠損金の繰越期間の20年(現行：10年)への延長

### ○欠損金における繰戻し還付制度の繰戻し期間の一律3年間への延長

### ②外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間の延長

わが国では、法人等が居住地(本店所在地)を置いている国の税制に従って、国内外問わず得た所得に課税を行う「居住地国課税」(全世界

<sup>8</sup> 欠損金の繰越可能期間について、イギリスおよびドイツでは無期限、アメリカでは2018年税制改正によってそれまでの20年間から無期限へと改正された。

<sup>9</sup> 現行は中小企業者が対象だが、新型コロナ税特法により特例として資本金1億円超10億円以下の法人も対象に拡大され、2020年2月1日から2022年1月末までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用される。

所得課税方式)を採用<sup>10</sup>している。そのため、支店形態での海外進出については、「外国税額控除制度」(在外支店に課される外国法人税額を本邦法人税額から控除する制度)を設けて、国際的な二重課税を排除している。ただ、同制度の控除限度超過額および余裕額の繰越期間は、諸外国<sup>11</sup>に比べて3年と短いため、国際的な二重課税が排除されないケースが生じている。海外進出企業が今後も増加すると見込まれる中においては、本制度の繰越期間制限が企業の海外活動の制約とならないよう、繰越限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、アメリカと同様、10年とすべきである。

#### <要望項目>

- 外国税額控除制度における限度超過額および余裕額の繰越期間の10年(現行:3年)への延長  
(国際的な二重課税を排除する目的で、企業の海外支店に課される外国法人税額を本邦法人税額から控除する制度。)

### ③所得拡大促進税制における要件緩和と支援の拡充

経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要である。企業が賃上げなどに積極的に取り組むことを促すために、現在の制度では、雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加の場合は、その増額分の15%を税額控除され、2.5%以上増加の場合は、増額分の25%が税額控除されることになっている。しかしながら、コロナ禍等の影響で賃上げが難しい企業が多くあるものと推測されることから、時限措置としてこれら適用要件を緩和するとともに、税額控除を引き上げるべきである。

#### <要望項目>

- 企業が賃上げなどに積極的に取り組むための所得拡大促進税制の要件緩和と支援の拡充
  - ・適用要件である雇用者給与等支給額の前期比1%以上増加(現行:1.5%)への引き下げと、税額控除20%(現行:15%)への引き上げ
  - ・適用要件である雇用者給与等支給額の前期比2%以上増加(現行:2.5%)への引き下げと、税額控除30%(現行:25%)への引き上げ

<sup>10</sup> アメリカや中国など多くの国で採用されている。

<sup>11</sup> アメリカ(10年間)、イギリス(無制限)の繰越期間が設けられている。

#### ④新たな国際課税制度への対応

OECD等が主導的に進めてきた、国際課税における最低法人税率やデジタル課税についての国際合意は、これまで課題とされてきた多国籍企業の課税逃れを防止するとともに、国際的な法人実効税率の引き下げ競争に歯止めをかけようとするものである。今後は、それらの導入に向けて具体的な検討が進むものと思われる。

その際、海外では法人税の最低税率以下の課税国も存在していることから、最低税率を下回った場合の措置や既存のデジタル課税による二重課税の回避、運用時の事務手続きが煩雑にならないように検討すべきである。また、国内法制化の際は、国内外の企業間の公平な競争環境の整備等を念頭に、外国子会社合算税制（CFC税制）<sup>12</sup>の見直しなどをはかるべきである。

##### <要望項目>

- 国内外の企業間の公平な競争環境の整備等を念頭においた、外国子会社合算税制（CFC税制）などの見直し

#### 4. 地域の活性化に向けた後押し

##### ①国土強靱化税制の拡充

地震や豪雨災害が頻発するわが国では、防災・減災対策は喫緊の課題であることから、企業のBCP策定や防災・減災投資等の自主的な取り組みを加速させる必要がある。現在、中小事業者には、防災・減災関連投資への税制優遇措置（中小企業防災・減災投資促進税制）が講じられているが、企業規模に関わらず民間の自主的な防災・減災対策は不可欠である。人命を守ることはもちろん、サプライチェーンの強靱化などによる地域雇用、国民生活のレジリエンスを高めるため、大企業にも防災・減災関連投資への税制上の優遇措置を講じるべきである。

##### <要望項目>

- 大企業も対象とした国土強靱化税制の創設
  - ・旧耐震基準、情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化
  - ・情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策

<sup>12</sup> 外国子会社を利用した租税回避を防止するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度。



- ・敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策
- ・自家用発電設備等の非常用設備の設置

## ②大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置

2025 年に開催される大阪・関西万博は、新たな経済・社会や生活様式を世界に提示し、従来の枠にとらわれないアイデアや技術を実証、実装する「未来社会の実験場」をコンセプトに掲げている。その実現には、世界各国からの積極的な参加が必要であることから、税制優遇による後押しが重要である<sup>13</sup>。例えば、万博の準備・運営を行う非居住者、外国法人の来日に備え、非居住者、外国法人に対する所得税、法人税、住民税など、税制上の所要の措置を積極的に講じるよう要望する。

### <要望項目>

- 大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置

## ③大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた環境の整備

本年3月、大阪府、大阪市、経済界、金融機関をはじめとする民間事業者等、官民の総力を結集して国際金融都市を実現するため、「国際金融都市OSAKA推進委員会」<sup>14</sup>が設立された。

大阪・関西における国際金融都市の実現に向けて、金融分野等の高度外国人材の活躍および投資促進につながる有力な民間事業者等の事業環境整備、および国内市場の活性化に寄与する一層の税制措置を要望する。その一環として、まずは、金融商品に係る損益通算範囲を拡大（デリバティブ取引の追加）すべきである。

### <要望項目>

- 大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた、事業環境整備のための税制措置
  - ・金融商品に係る損益通算範囲の拡大（デリバティブ取引の追加）
  - ・オープンイノベーション促進税制における、一層の資金供給・調達が多様化等に向けた、海外のCVCへの適用範囲の拡充[再掲]

<sup>13</sup> 非居住者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質と恒久的施設の態様により、我が国で所得税・法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その非居住者・外国法人が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的<sup>13</sup>二重課税が発生する可能性がある。その排除に向けて、租税条約を各国と締結しているが、すべての国・地域を網羅するものではないため、課税の公平性・均一性を確保する観点から、万博の開催地である我が国において特別な対応が求められる。

<sup>14</sup> 大阪・関西における国際金融都市の実現に向けて、行政機関・経済界・各種団体等が協力して取組みを推進するため、「国際金融都市OSAKA推進委員会」（会長：関西経済連合会 松本正義会長）の設立総会が3/29に開催された。

### Ⅲ. おわりに

本提言では、2022 年度税制改正要望について示したが、わが国が将来にわたって持続的な経済成長と財政健全化の両立を実現していくためには、税財政一体での改革が不可欠である。当会では、税体系のあり方、国家財政のガバナンス強化、財政規律の確保、社会保障改革など、税財政に関する課題について議論を深め、適切なタイミングで提言を行っていく。

以 上